

平成 29 年第 3 回玉城町議会臨時会会議録

- 1 招集年月日 平成 29 年 5 月 12 日 (水)
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 平成 29 年 5 月 12 日 (水) (午前 9 時 00 分)
- 4 出席議員 (13 名)

1 番 中村 長男	2 番 山口 和宏	3 番 竹内 正毅
4 番 中西 友子	5 番 前川さおり	6 番 小林 豊
7 番 井上 容子	8 番 北川 雅紀	9 番 北 守
10 番 坪井 信義	11 番 中瀬 信之	12 番 風口 尚
13 番 奥川 直人		

5 欠席議員 なし

6 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副町長 小林 一雄	教育長 田間 宏紀
会計管理者 藤川 健	総務課長 中村 元紀	税務住民課長 北岡 明
生活福祉課長 西野 公啓	産業振興課長 中世古憲司	建設課長 東 博明
教育事務局長 中西 元	上下水道課長 中西 豊	病院老健事務局長 田村 優

7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和 同書記 宮本 尚美 同書記 上村 文彦

8 議事日程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 会期の決定について

第 3. 議案第 31 号 専決処分の承認を求めることについて (町税条例の一部改正について)

第 4. 議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについて (玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について)

第 5. 議案第 33 号 工事請負契約の締結について (玄甲舎改修工事)

(9 時 00 分開議)

開議の宣告

○議長 (中瀬 信之) 只今の出席議員数は、13 名で定足数に達しております。

よって、平成 29 年第 3 回玉城町議会臨時会を開会します。

開会にあたり、町長から臨時会招集の挨拶があります。

町長 辻村 修一君

○町長 (辻村 修一) 平成 29 年第 3 回の玉城町議会臨時会の開会にあたりご挨拶を申し上げます。

平素、議員各位には調整推進に格別のご支援を賜っておりますことを厚くお礼申し上げ

げる次第です。ご多用の中、こうして臨時会を開会をいただきました関係につきましては、後ほど提案説明でも説明を申し上げますけれども、まずは法律の改正に基づき、町条例の一部改正が必要となったということをごさいます、3月31日に専決処分をおこなった案件につきまして、その承認をお願いするというのが2件でございます。

さらにご案内をさせていただいております平成29年度当初予算で計上しておりますところの玄甲舎の改修事業につきまして、さる5月8日、入札を執行いたしましたので、その工事請負契約の締結についてご審議を賜るという内容になってございます。何卒よろしく願い申し上げます、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

○議長（中瀬 信之）これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において

9番 北 守 君 10番 坪井 信義 君

の2名を指名します。

○議長（中瀬 信之）次に、日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

これから、議事に入ります。

○議長（中瀬 信之） 日程第3 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正について）を議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一） 議案第31号 町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことに伴い、ただちに町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に専決処分をしたものです。

なお、詳細は、税務住民課長から説明させます。

○議長（中瀬 信之） 税務住民課長 北岡 明君

○税務住民課長（北岡 明） それでは、議案第31号 町税条例の一部改正について専決処分の承認を求めることについて補足説明を申し上げます。

条例改正議案及び補足資料新旧対照表の1ページをご覧ください。

まず、第33条、所得割の課税標準についての改正は、所得税の特定配当等や特定株式譲渡について、申告の有無を納税者が選択できるようになっており、これについて、納税義務者が確定申告書・町民税の申告書の両方を提出している場合、申告書に記載された事項その他を勘案し、所得税と町民税で異なる課税方式を選択できることが明確化されたことによるものです。

次に、2ページ、第34条の9、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の改正は、条文整備で、個人町民税の配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を定めたもので、地方税法及び町税条例第33条の改正に合わせて文言の整備を行ったものでございます。

次に、新旧対照表3ページ、第48条、法人の町民税の申告納付の改正は、条文整備で法人の町民税の申告納付を規定したもので、文言及び項ずれ等の整備を行ったものです。

次に、新旧対照表5ページ、第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続の改正は、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備で、文言及び項ずれ等の整備を行ったものです。

次に、新旧対照表7ページ、第61条、第8項、固定資産税の課税標準の改正は、条文整備（被災代替償却資産の特例の追加に係るもの）で、地方税法において、被災代替償却資産の特例が創設されたことに伴い、条文整備を行なったものです。

次に、議案書3ページ、第61条の2、法第349条の3、第28項等の条例で定める割合の創設は、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置について、割合を規定するものです。

次に、第63条の2の改正は、施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出を施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出とみだしの改正を行い、居住用超高層建築物に係る税額の按分方法の規定を法律に併せて改正をしたものでございます。

次に、新旧対照表8ページ、第63条の3、法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出の改正は、条文整備、特定被災共用土地に関する改正に伴うもので、被災市街地復興推進地域に指定された場合、4年度につき、按分の規定を受けることができるようになったことに伴う改正です。

次に、新旧対照表9ページ、第74条の2、被災住宅用地の申告の改正は、条文整備、被災住宅用地の特例の拡充に伴うもので、被災住宅用地の特例は、原則2年度であるが、被災市街地復興推進地域に指定された場合、4年度の適用となる。それに伴い、被災住宅用地の申告について改正したものでございます。

次に、議案書4ページ、新旧対照表10ページ、附則第5条、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等の改正は、控除対象配偶者を同一生計配偶者に字句を改めるものです。

次に、新旧対照表 11 ページ、附則第 8 条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の改正は、特例の適用期間の延長で、平成 30 年度までの適用であったものを、平成 33 年度まで延長するものです。

次に、附則第 10 条、読替規定の改正は、固定資産税の特例があった場合の読替規定で、法改正に伴う条文整備です。

次に、附則第 10 条の 2 の改正は、固定資産税のわがまち特例を定めた条文で、引用する法附則の項の改め、また新たに 2 項を追加し 12 項で、企業主導型保育事業に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の創設、13 項で緑地保全・緑地推進法人などが設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地にかかる課税標準の特例措置の割合を定めたものです。

次に、附則第 10 条の 3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の改正は、引用する法附則の項の改め及び、第 9 項で特定耐震基準適合住宅と第 10 項で特定熱損失防止改修住宅の減額について、長期優良住宅の認定を受けた場合には減額割合を拡充する特例が創設されたものです。

次に、議案書 6 ページ、新旧対照表 16 ページ、附則第 16 条、軽自動車税の種別割の税率の特例の改正は、グリーン化特例が、消費税率の改定に合わせ、環境性能割が導入されることに伴い見直しが行われる予定であったが、税率改定時期が平成 31 年 10 月 1 日に延長されたことから、基準の見直しの上、平成 30 年度、31 年度についても適用期間を延長するものです。

次に、議案書 7 ページ、新旧対照表 17 ページ、附則第 16 条の 2、軽自動車税の賦課徴収の特例の創設は、軽自動車の環境性能の別により税率が変更されるものに対し、自動車メーカーが燃料不正を行ったため、税額の変更があり、納付税額に不足分が発生した場合、その不正を行った自動車メーカーが不足分に 100 分の 10 の割合を加算した額の納税義務者となる旨の規定です。

次に、議案書 8 ページ、新旧対照表 18 ページ、附則第 16 条の 3、上場株主等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例の条文改正は、所得税と町民税で異なる課税方式を選択できることが明確化されたものです。

次に、新旧対照表 19 ページ、附則第 17 条の 2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の改正は、個人町民税において、税率が軽減される特例の期間延長で、現行の平成 29 年度から平成 32 年度まで延長されました。

次に、新旧対照表 20 ページ、附則第 20 条の 2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例及び附則第 20 条の 3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の改正は、所得税と町民税で異なる課税方式を選択できることが明確化されたものです。

次に、議案書9ページ下段以降の附則につきましては、第1条で、施行期日を定めています。第2条から第4条で、各税の経過措置、11ページ以降、第5条、第6条で、過去の条例改正文の一部改正となります。

以上で補足説明を終わります。

ご審議の上、ご承認賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（中瀬 信之） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております本議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

これから、質疑、討論、採決を行います。

まず、本案についての質疑を行います

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで、本案に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

「挙手全員」です。

したがって、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正について）は、原案のとおり承認されました。

○議長（中瀬 信之） 次に、日程第4 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について）を議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一） 議案第32号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が3月29日に公布されたことに伴い、ただちに玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に専決処分をしたものです。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明いたさせます。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村 元紀君

○総務課長（中村 元紀） それでは、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて、補足説明を申し上げます。議案および新旧対照表をご覧いただきたいと思います。玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。第5条の第2項中、字句の修正をしております。新旧対照表につきましては23ページをご覧いただきたいと思います。第2項中につきましては、字句の訂正をございまして、「場合には」を「場合にあっては」と訂正をございまして、第5条第3項につきましては、新旧対照表の一番最終ページをご覧いただきたいと思います。第3項、各号に定めをございまして、改正前の第2号にございまして「22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫」という部分にございまして、この部分につきましては、先に一般職の職員の給与に関する法律に基づきまして、扶養手当の見直しがされまして、その中で、子と孫の区分がされたことに伴いまして、今回第3項を新たに追加しまして、孫の区分を設けたものでございまして、それに伴いまして、1ページ戻っていただきまして、23ページの第3項をご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、同様に字句の訂正及び金額につきまして、433円を333円に改めるものでございまして、あと、それ以降の367円を300円にそれぞれ改めるものでございまして、

以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

宜しくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中瀬 信之） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております本議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

「異議なし」と認めます。

これから、質疑、討論、採決を行います。

まず、本案についての質疑を行います

発言を許します。

北 守君

○9番（北 守） ちょっとこれ確認の意味でお聴きするわけなんですけど、町長の提案理由の中で政令の一部を改正する政令が3月31日とおっしゃって見えんですけど、3月29日提案理由には書いてあります。どちらが正しいのかどうかお伺いします。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村 元紀君

○総務課長（中村 元紀） 政令の改正につきましては3月29日でございます。それから。専決処分したものは3月31日ということでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（中瀬 信之） 他にありませんか。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで、本案に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます

これで、討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願ひます。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について）は、原案のとおり承認されました。

○議長（中瀬 信之） 次に、日程第5 議案第33号 工事請負契約の締結について（玄甲舎改修工事）を議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一） 議案第33号 工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。本議案は、玄甲舎の改修工事を実施するにあたり、去る5月8日、指名競争入札を執行した結果、株式会社 安井杵工務店と請負代金1億476万円（内消費税及び地方消費税額776万円）で請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

なお、詳細は、副町長から説明いたさせます。

一点訂正をお願いいたします。私、冒頭開会の挨拶の中で申し上げましたが、当初予算というふうに申し上げましたが、ご承知いただきましたようにこの事業につきましては2月20日の臨時議会において平成28年度補正予算繰越明許費を行いまして、29年度予算を執行していくことになっているものでございまして、お詫びして訂正をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

副町長 小林 一雄君

○副町長（小林 一雄） 議案第33号 工事請負契約の締結について、補足説明を申し

上げます。議案書の10ページ、議案33号資料に基づき説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、工事も名称でございます。玄甲舎改修工事。2. 工事場所といたしまして、玉城町佐田地内。3. 工期は議決の日から平成30年3月23日としております。4. 入札期日は平成29年5月8日でございます。入札は指名競争入札により実施をいたしまして、指名業者のうち1社が辞退され、3社の参加により実施をいたしました。5. 落札業者が、京都府向日市上植野町馬立2番地4 株式会社安井杵工務店 代表取締役 安井 洋氏であります。6. 請負金額は消費税を含め、1億476万であります。7. 設計金額は消費税を含め1億602万3600円で設計金額に対します請負比率は98.8%でございます。また、8. 設計価格につきましては消費税を含め、7527万6000円と設定をいたしました。9. 工事の概要にいたしましては、将来の保存に影響が無い限り、古材を尊重し、作業をする工法により修復をするものでございます。建築面積262.06平方メートルのうち、軸部の建てなおしと不陸の是正を行う半解体修理面積が237.6平方メートル、残りの面積24.46平方メートルの東厠、湯殿棟、納戸棟は破損が著しいため解体修理を行います。北側、井戸屋形につきましては、一旦、解体をいたします。入札結果につきましては裏面一覧表に記載のとおりでございます。

また、補足説明といたしまして、補足資料1、現状の平面図、補足資料2として、改修平面図、補足資料3、4として改修立面図を添付をいたしております。以上簡単ですが、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中瀬 信之） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております本議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

「異議なし」と認めます。

これから、質疑、討論、採決を行います。

まず 質疑を行います。

発言を許します。

13番 奥川直人君

○13番（奥川 直人） まず、入札をされたんですけど、当初、我々は役場の皆さんから、竹中工務店、竹中工務店と何度も聞いてまいりました。その中で入札に参加をされたんですけど、竹中工務店さんは辞退されたということで、理由がもしわかっておれば、その辺の内容をお聴きしたいなと思います。

もう1点は、この入札された業者さんは、株式会社安井杵工務店という名称でございます。これから、この事業を進められていくわけでありまして、玉城町民としても1億

数千万円の工事を見守っていく中で、会社の説明なかったんでありますけど、当然役場の方は調べておられると思います。どのような会社でどのような経験、キャリアをお持ちかということの説明いただかないとなかなか我々としては理解しがたいと思いますので、その辺のご説明をお願いしたいと思います。

もう1点、設計は昨年1080万円をかけて設計してきたわけでありまして。その設計と工事は設計者と工事業者は別でありますから、その辺でどのような調整をされていくのかなど設計と工事業者が同じであればいいのですが、その辺が違うということになっているわけでありまして、その辺の進め方に対する考慮というものをお聴きしたい。それとですね、日常を管理していくということで重要文化財といいますか、町の文化財ということになっています。教育民生の取り組みの中でも日常の解体したときに、これは使えるのか使えないのか、これは貴重なのかどうかということをお聴きして工事を見守るということをお聴きをしておりますので、町の専門的な方が付き添って、この工事を進められるのかどうか。この3点をお聴きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君

○総務課長（中村 元紀） まず、1点目の辞退の理由でございます。これについては辞退の理由までは求めておりませんので分かりかねます。ご容赦願いたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 副町長 小林 一雄君

○副町長（小林 一雄） 今回、落札いたしました安井空工務店等の内容でございますけれども、この業者のほうは前回は元年以降、代々山城国宮大工というところで創業をされておまして、創業以来330年余りの実績がございます。また、近年では近代建築もとより数奇屋造りの改修、また京都の迎賓館等の改修もいたしておまして、実績のある業者ということになっております。

入札、今後実質工事になるわけですが、設計業者、当然、入札業者のほうとは入札に当たって色々打ち合わせをされとると思いますけど、今後の実質工事に入りましては、私ども考えておるのは当然、解体をして色んなことが出てくるかと思っておりますので、設計をいたしました業者のほうに随意契約で持って、管理のほうをお願いしたいと考えておりますので、その辺、請負業者のほうと十分調整をしながら工事のほうはやっていけると考えております。また、日常の見回りにつきましては工事のほうで、管理業者が決まりますので、職員というよりもその管理業者のほうにきちんとその都度の状況を見ながら管理のほうをやっていけるといふふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（中瀬 信之） 13番 奥川 直人君

○13番（奥川 直人） あと1点だけ、管理業者って何を管理するのか。ということで、要は安全とか色々ありますが、我々言いたいのは、文化財の貴重な部分ありますよね。その辺をどのような形で、再度使うとか使わないとかね、文化財としての管理を我々期待してますんで、その辺の管理なのかどうかということをお聴きします。

○議長（中瀬 信之） 副町長 小林 一雄君

○副町長（小林 一雄） 管理は当然、施工管理ということでございますので、その現場、現場できちんと状況みながら工事のほうの施工を管理していくということですので、十分にきちんと当然、貴重な文化財でありますので、管理ができるようにしていただけるというふうに考えております。

○議長（中瀬 信之） 13番 奥川 直人君

○13番（奥川 直人） 施工の進捗管理とかいうのはわかるんですけども、要するにこういうのは設計業者もかなり専門的な技術を持っておられると、このように思いますけども、すべて町の文化財の委員の人とかいう人の声も聴く場面というのは出てこないのかというふうなことを思っていたわけです。こういう材料は非常の貴重だから置いといたらどうだとかね、いうことで、それは施行管理という部分で一括で入ってしまうのかどうかということをお聴きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 副町長 小林 一雄君

○副町長（小林 一雄） 当然、実施設計をいたしました建築設計事務所についても、伝統文化のほうをきちんとやってきたという実績のもとで、こちらのほうも随意契約ということで管理のほうもお願いするわけですので、その辺、施工業者と息を合わせ、文化財として重要なものは、そのように再生をする。また、町の文化財調整研究会というのもございますので、そちらのほうにも見ていただいてきちんと調整をしながらやっていきたいと思っています。

○議長（中瀬 信之） 他にありませんか。10番 坪井 信義君

○10番（坪井 信義） 指名競争ということで4社で、1社が辞退ということですけども、この業者の選定に当りましてですけども、専門的な業務内容を要するということでありますから、当初から選考で4社というのが有りきであったのか。いくつかの業者を上げる中で4社ということに絞って実施をされたのか、その経過についてお伺いします。

○議長（中瀬 信之） 副町長 小林 一雄君

○副町長（小林 一雄） この業者の指名にいたしましては、玄甲舎が当然、貴重な文化財でもあり、数奇屋造りの建物でございますので、特殊建築物ということで、その補修なり、改修ができる、その経験を積んだ施工業者のほうを選びたいということで、この京都の実施設計をお願いいたしました京都の伝統建築技術研究会の中村氏のアドバイスもいただきながら教育委員会とも詰めまして、この4社のほうを一応選択いたしました、その内容を確認いたしまして、この業者であれば、こちらの要望に答えられるということで指名をさせていただきました。

○議長（中瀬 信之） 10番 坪井 信義君

○10番（坪井 信義） そういった専門的な立場からのアドバイスも参考にとということですが、ちなみにこの2番に入札業者の名前が上げられとるんですが、これは何と読むのか分かりませんが、上の宗と書く建設会社さんと、それから奥谷というのですか、この

業者さんというのも同じく京都市内ということですか。

○議長（中瀬 信之） 副町長 小林 一雄君

○副町長（小林 一雄） そのとおりでございます。辞退をいたしました竹中工務店さん以外はすべて京都府内でございます。上の上宗建設さんについては京都市内、それから安井壱さんについては京都府向日市でございます。

○議長（中瀬 信之） 9番 北 守君

○9番（北 守） 前任の奥川議員、坪井議員からも質問があつて、かぶる部分もあるんですけど、私の聞きたかつた部分をちょっとお伺いするわけなんですけど、今回、指名競争入札ということ、これ事前に説明があつたわけなんですけど、普通ですと、2千万円を超えると一般競争入札ということなんですけども、文化財という特種性ということで実施設計については京都伝統建築技術協会ということでお伺いしております。ここで坪井議員のほうからも質問あつたんですけど、指名審査会で4社の指名をしたということでその指名の内訳を聴いていただいたんですけど、まあ自治法ではいわゆる3社以上ということになっておりまして、その中の施行令ですけども167条の5項第1号の規定では、町のほうがあらかじめ工事等の実績、経営の規模等を参加要件として定めなければならないというふうになっておるわけなんですけど、そこらへんは指名審査会の中で十分討論された結果4社になったのかどうか、たぶつておつたらお許し願いたいんですけど、その点1点お伺いしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 副町長 小林 一雄君

○副町長（小林 一雄） 町の工事等入札参加資格審査会におきまして、この玄甲舎の改修工事につきましては、町の指定文化財で極めて重要な建物、特殊な建物であるということで、特殊技術を仕様とすることから地方自治法第234条第2項および地方自治法施行例167条また、指名競争上の指名競争入札及び随意契約に関する条例、第2条第1項第1号の規定によりまして、一般入札に付することが不適當というふうに判断をいたしまして、今回、指名競争入札ということで承認をいたしましたわけでございます。

○議長（中瀬 信之） 9番 北 守君

○9番（北 守） 答弁がずれとるように思うんですけども、その指名競争入札についてはわかつておるんですけど、要はあらかじめ工事等の実績とか経営とか規模等を参加要件として、指名した業者に、4社を指名しましたとして、あらかじめ専門家の意見を聞いてとかいうことなんですけども、そこら辺は指名する段階で業者のほうへそういう要綱とか何かを送っておられんかどうかということなんですけど、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村 元紀君

○総務課長（中村 元紀） 北議員おっしゃいますように要件等につきましては内部のほうで取り決めをさせていただいた中で業者のほうに今、資本金がいくら以上であるとか、従業員が何名以上であるとか、そういうふうなものが必要要件ということでの公募してございません。あくまで内部の審査の中で一定の要件を定めた中で今回の4社に定めた

というものでございます。ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（中瀬 信之） 9番 北 守君

○9番（北 守） 内部のほうで定められたということで、これは精査されたということで何も町の方でやっていただいたということでわかつたわけなんです。という今、奥川議員のほうからも質問してもらつたようですね、いわゆる、この安井杵工務店が宮大工であつて、いろいろな実績があるということで、今回落札ということになつたんですけど、ここら辺についてもやっぱり十分施工していただくの能力、確保というのですか、一年間で、業務をやってもらわないかんわけなんですから、そういう能力があるのかどうかというところが、実績はあつても1年間でできるかどうか、2年やつたらできるけど1年やつたらできないという場合もありますので、そういう点はお判断なされたのかどうか、聴きたいと思ひます。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村 元紀君

○総務課長（中村 元紀） 先ほど申しましたように会社の規模ですね、資本金であるとか、従業員の数であるとか、あと、それから年間の工事高であるとか、その辺を加味した中で今回選定をさせていただいたということでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（中瀬 信之） 1番 中村 長男君

○1番（中村 長男） 先ほども北議員のほうからの質問にからむかもしれませんが、入札、落札の経過につきまして、少し気になるところ2点ほどお聴きしたいと思ひています。まず、ひとつは先ほどの中で工期の問題でございますが、29年度末までに一応完了してもらつたという形での条件かと思ひます。ま、この間も見させてもらつたんですけども、相当痛んでいるところもございまして、材料的にもですね、間に合うかどうかはわかりませんが、これがもし伸びることになつた場合、この場合何か、規則等と申しますか、或いは対応というのですか、そういうことは話されているのかどうか、まず1点お聴きしたいと思ひます。工期が延びた場合、有りうるかどうか、或いはそれについて延びた場合に対応どうされるかお聴きしたいと思ひます。

○議長（中瀬 信之） 副町長 小林 一雄君

○副町長（小林 一雄） 当然、入札に当たりまして、工期等、設定をして入札に臨んでいただいておりますので、今、現状のところ工期が延長するという考え方はございせん。

○議長（中瀬 信之） 1番 中村 長男君

○1番（中村 長男） それを聴いて、順調に進めていただくことを希望しているところでございます。もう1点につきましては、先日、現場のほう見させていただきまして、非常に趣きのある数寄屋造りの建物でございまして、どちらかといいますと、繊細な感じの建物でございまして、書院造り、その他の頑強な建物ではないのですから、今回も旧に復する形を重点にしている関係もありまして、耐久性とかあるいはどれくらいそのいろいろなものに持ちこたえるんだろうかということにつきましては、ある程度不安な点

もでございます。率直に申しまして、今回1億何がしかの予算を投じまして、復元されましたこの建物につきまして、どれくらいを想定されて次の保存の修理と申しますか、それまでのところ考えておられるのか、もし、回答ありましたか、お聴きしたいと思っております。かなり建物の太さ、或いは壁、その他いろんなもの、そのまま使うと伺っておりますので、それについて関心ございますのでお聴かせいただきたいなと思っております。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）先ほどから、他の議員の方にも答弁申し上げておりますように、国を代表する業者さんと言ってもいい。例えば、桂離宮とか二条城とか迎賓館とか、あるいは・・・にある、元総理大臣の細川邸とか、そういうところを手がけられた日本を代表する工務店さんでございます。これ以上のといいますか、ほんとにトップクラスやと思っております。どれくらい持つかという、木造でも当然何百年持つておる木造もありますから、これは、今から何年持つかというようなことは断言はできませんけども、やはり長い間、ずっと、維持管理も修理も必要になってくるかと思っておりますけど、地域の宝として保存が出来るような形にしていかならんとこんなふうに思っています。

○議長（中瀬 信之） 1番 中村 長男君

○1番（中村 長男）最後の質問になると思いますが、先ほどのお返事によりまして、この玄甲舎につきましては長期間、ずっと保存していくという形のもとで、しかもそれなりに信用のおける業者さんですから、小さなといいますか、手直し程度で、長期持たしていくという感覚でおります。あとは運営関係の経費ですね、気になるところでございますけど、今回のこの工事によりまして、この町の負担の比較的少ない形の中で長く町の宝として残していける方法につきまして、もし何か町としての考えがあるようでしたら再度確認させていただければありがたいなと思っております。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）これのまずは改修をする。そして活用をどうしていくかということですね。その計画はすでに何度か議員の皆さん方にもご意見いただいて説明を申し上げるとおりでございます。いよいよ第1番のこうして茶室が最終になりますから、引き続き付属しております庭園なり、いろんな拠点施設なりですね、諸々の施設を国のいろんな交付金を活用させていただきながら、玄甲舎周辺の整備を順次してまいりたいと思っております。それは当然のことながら、その都度、議会に報告をさせていただきながら進めていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中瀬 信之）他にありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「質疑なし」と認めます。

以上で、本案に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから 本案を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 33 号 工事請負契約の締結について(玄甲舎改修工事)は 原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成 29 年第 3 回 玉城町議会臨会を閉会します。

閉会にあたり、町長挨拶を願います。

町長 辻村 修一君

○町長(辻村 修一) 閉会にあたりお礼の挨拶を申し上げます。

提出をさせていただきました、すべての議案について原案承認をいただきましたことを厚くお礼を申し上げる次第でございます。玄甲舎につきましては、先般 4 月の 27 日から 3 日間に亘って、見学会を開催させていただきましたところが、町内、町外から 520 名を越える見学をいただいたわけございまして、多くの方がその貴重な文化財的価値をお認めいただいたのではないかなどこんなふうに思っておる次第でございます。また、併せて情報としてお聴きをいただいておりますけど、4 月 6 日、城の日に「続日本 100 名城」に田丸城が選定をされたということで、つい先般、書面が私どものほうへ届いたわけでございます。その選択基準といたしましては、優れた文化的史跡であるということ。併せて歴史の舞台であったということございまして、そしてその地方の宝であるというのが、大きな 3 つの選定基準でございましたけれども、それに田丸城が合致をしておる。しかも石垣の石積みが日本を代表する石積みであるということで、これも日本を代表する学者の方々が注目をされ、お城にお越をいただいておりますというのが今の状況でございます。これら町といたしましてもすばらしい歴史文化伝統のある玉城町でございますから、それを大切にしながら、そしてそこに今以上の人々の交流が生まれるような、そのために町のこうした魅力を発信していく、こういうことにこれからの努力をしていかならんと思っておりますので一層のご支援をいただきますようお願い申し上げます。閉会にあたりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。

○議長(中瀬 信之) 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本提出議案に対して、全議員が賛成のもと、今回の判断をいただきました。行政の皆さん方におかれましては、玄甲舎につきましては、この入札が終わり、新しいスタートだと思っております。各課が協力をしながら、多くの町民の皆さんが納得できるような

拠点整備としていただきたいということを願って閉会の挨拶とさせていただきます。
ありがとうございます。

(9時53分 閉会)